

資料 1

周産期医療施設オープン病院化モデル事業 事業概要

周産期医療施設オープン病院化モデル事業

(医療提供体制推進事業費補助金 (統合補助金))

平成18年度予算額 平成19年度予算案
26,820千円 → 23,468千円

(要 旨)

産科医師数の減少に伴い、地域でお産が出来る医療機関数が減少するなど地域における産科医療を取り巻く状況に大きな変化が起こっている。

このような状況の下で、安全・安心な周産期医療体制の確保を図るため、ハイリスク分娩などを受け入れることが可能な産科オープン病院を中心とした周産期医療のモデル事業を行うものである。

※ 平成15年12月24日「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」における「施設」に関する対策

⑤ 地域の中核となっている周産期医療施設のオープン病院化の研究を進める。

(事業概要)

1. 実施内容

- ・ 産科のオープン病院を中心とした病院、診療所、助産所の連携のシステムを構築する。
- ・ オープン病院に運営事務局 (外部委員を含む) を設置し、診療所や助産所との連絡調整、普及啓発、妊婦教育等を行う。
- ・ 都道府県、オープン病院、診療所、助産所等の関係者で連絡協議会を組織し、問題点の改善やネットワーク化の促進などの取り組みを行う。

- ・ 診療所、助産所では妊婦検診やローリスク分娩を行い、ハイリスク分娩はオープン病院で行う。
- ・ 診療所の医師および助産所の助産師はオープン病院の登録者となり、自分が検診した妊婦の出産に立ち会う。

2. 実施主体 都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者

3. 実施箇所数 (7か所)

4. 実施期間 3年 (平成17年度～)

周産期医療施設のオープン病院化モデル事業実施要綱

1 目的

産科医師数の減少にともない、地域で出産が出来る医療機関数が減少するなど、産科医療を取り巻く状況に大きな変化が起こっていることを踏まえ、ハイリスク分娩などを受け入れることが可能な産科オープン病院を中心とした周産期医療のモデル事業を行い、安全で安心な周産期医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県（委託を含む）、市町村及び厚生労働大臣の認める者とする。

3 運営基準

- (1) オープン病院ではハイリスク分娩などを行うものとする。
- (2) 診療所の医師及び助産所の助産師は、オープン病院の登録者となり、自分が検診した妊婦の出産に立ち会うことができるものとする。

4 事業内容

周産期医療施設のオープン病院化モデル事業に係る事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 産科オープン病院を中心とした病院、診療所、助産所の連携のシステム構築
- (2) オープン病院化連絡協議会の設置及び開催
- (3) 妊婦の情報・健康管理及び窓口相談の対応
- (4) 本モデル事業に関する普及・啓発

5 実施体制

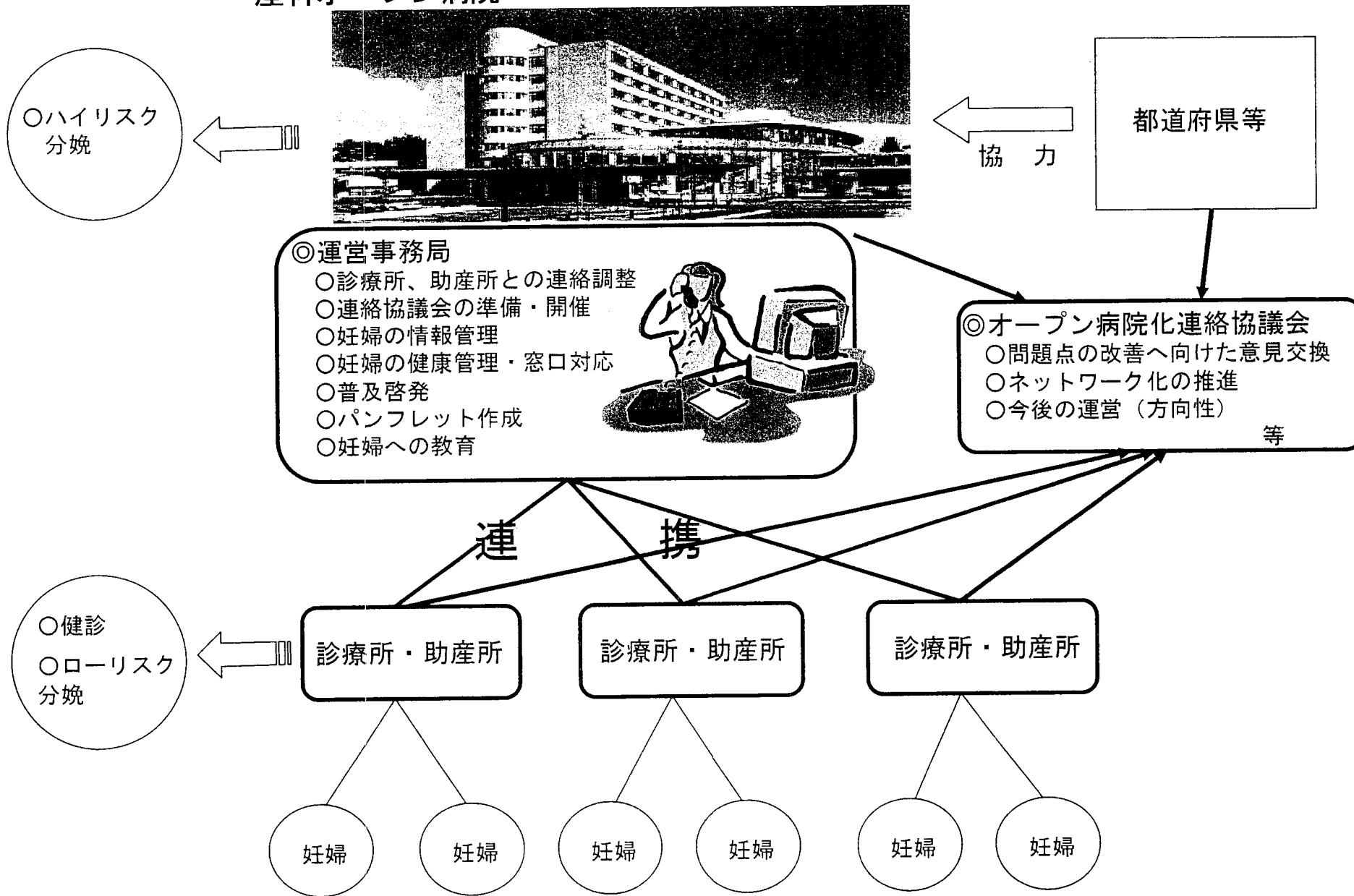
本モデル事業を適正に運営するため、オープン病院内に以下の体制を整備することとする。

- (1) 運営事務局
 - ・ 医師、助産師、看護師等を配置

- ・ 妊婦の情報等の管理及び必要な情報の収集
 - ・ 本モデル事業の運営に係る庶務全般
- (2) オープン病院化連絡協議会
- ・ 都道府県、オープン病院、診療所、助産所等の職員及び有識者により組織
 - ・ 問題点の改善に向けた意見交換
 - ・ オープン病院の今後の運営方針の検討等

周産期医療施設のオープン病院化(イメージ)

産科オープン病院



オープンシステムとセミ・オープンシステムの定義

平成16年度 厚生労働科学研究

「産科領域における安全対策に関する研究(主任研究者:中林正雄)」より抜粋

- オープンシステムとは、妊婦検診は診療所で行い、分娩は診療所の医師自身が連携病院に赴いて行う場合と定義した。すなわち、診療所の医師が原則として分娩に立ち会うことを患者と約束している場合を言い、この場合の診療所の医師は、アメリカにおける attending physician(立ち会い医、担当医あるいは主治医)に相当する。

- セミ・オープンシステムとは、妊婦検診をたとえば9ヶ月位まで診療所で診療所の医師が行い、その後は提携病院へ患者を送るものを言うこととした。すなわち、診療所の医師は原則として分娩に立ち会わず、その後の妊婦検診と分娩は病院の医師の責任で行われることを患者が了解している場合である。